

IFRS に関する北米調査出張(米国)
調査報告書

目次

I. 米国の会計基準・開示制度	1
1. 上場企業の財務諸表作成基準	1
2. 単体財務諸表の役割	1
3. 非上場企業に適用される会計基準	2
II. 国際会計基準(IFRS)への対応	3
1. IFRSの導入に関する議論	3
2. IFRSの導入を仮定した場合のコスト・ベネフィット	10
3. コンドースメントアプローチに対する評価	12
4. 原則主義の影響	13
5. 会社法への影響	19
6. 税法への影響	19
7. 規制環境、契約環境等への影響	20
III. 経済活動と会計のあり方	21
1. IFRSとゴーイングコンサーン経営	21
2. 公正価値会計	22
IV 会計基準設定主体のあり方	25
1. 会計基準設定主体のガバナンス	25
2. 会計基準設定主体の役割	25

I. 米国の会計基準・開示制度

1. 上場企業の財務諸表作成基準

連結財務諸表	単体財務諸表
資本市場法制上、米国基準が強制 ※外国企業は IFRS の利用可	資本市場法制上、求められない

①連結財務諸表

1934 年米国証券取引所法(取引所法)上、アメリカの国内上場企業は、財務会計基準審議会(FASB)の定める米国基準による財務諸表作成が必要。

外国企業については、米国基準以外での財務諸表作成が可能だが、IASB が公表した IFRS を除いて¹、米国基準で作成した財務諸表との差異(調整表)を開示することが必要。

なお、会社法制上の取扱いは、各州に委ねられている。

②単体財務諸表

資本市場法制上、単体財務諸表は親会社の単体財務諸表が重要である場合などの例外的な場合に限り作成される(具体例は後述)。会社法制上の取扱いは各州に委ねられている。

2. 単体財務諸表の役割

米国の資本市場法制上では、1 つの企業が直接的・間接的に他の企業の持分を支配している時には、(単体財務諸表よりも)連結財務諸表の方が適正開示の観点からより意味を持っているという前提から、連結財務諸表のみが求められており、単体財務諸表の開示は求められていない(Regulation S-X 3A-02)。

但し、例外的ケースにおいて、単体財務諸表の開示が求められている。例えば、consolidated restricted net assets²が連結純資産(consolidated net assets)の 25%を超える場合には、親会社の単体財務諸表の開示が求められている(SEC Regulation S-X 5-04)

なお、今回の調査においては、アナリストの国際団体である CFA Institute から、

¹ 2007 年、IASB が公表した IFRS による財務諸表であれば、米国基準との差異(調整表)を開示することなく SEC に提出することが可能となった。なお、IASB の公表した IFRS でない場合(例えば、一部カーブアウトされた IFRS を使用する場合には、他の外国基準同様、米国基準との調整表作成が求められる。

² “restricted net asset”とは、子会社の純資産(net assets)のうち、親会社に対して貸付や配当の形で資金を移転することが制限されている部分。“consolidated restricted net assets”とは、子会社の“restricted net asset”を合計したもの。

単体開示の有用性を指摘する意見が聞かれた。

- ・ 最近の金融危機は、連結と同様に親会社の単体財務諸表が非常に重要であることを示した。特に資金を自由に移転できないような規制がかかっている業種(例えば保険業)では、事業運営上、親会社の手許資金の流動性が重要であるが、連結財務諸表のみの開示では、単体の流動性がわからない(CFA Institute)。

3.非上場企業に適用される会計基準

資本市場法上、非上場企業は基本的に米国基準に基づく財務諸表を作成することを求められない。但し、金融機関の融資要件や金融等の規制当局の要求により、非上場企業であっても、米国基準に基づいて財務諸表を作成することがある。なお、会社法制上は、各州の会社法に委ねられている。

米国の非上場企業に適用される会計基準については、2011年1月、ブルーリボンパネル³が、財務会計財団(FAF)に対して、上場企業とは異なる非上場企業に適用される会計基準に関する提言を行っている。具体的には、FAFのもとに、(FASBとは別の)非上場企業に適用される会計基準を設定する主体を設けることが提言されている。

この点について、財務担当経営者協会(FEI)からは、非上場企業へのIFRS適用に関して、コスト・ベネフィット上、特に中小企業には適用すべきでないとの指摘が聞かれた。

³ 2010年に米国公認会計士協会(AICPA)、財務会計財団(FAF)及び全米州政府会計委員会(the National Association of State Boards of Accountancy, NASBA)によって設立された、非上場企業の財務諸表の利用者のニーズに最も整合する会計基準のあり方を検討する会議。

II.国際会計基準(IFRS)への対応

1. IFRS の導入に関する議論

米国では2002年のいわゆる「ノーワーク合意」以降、IFRSと米国基準のコンバージェンス作業により、IFRSと自国の会計基準の差異を減らす作業を進めている。

他方、米国市場におけるIFRSの使用に関する検討も進めており、2007年には外国企業によるIFRSの使用が認められた。また、2008年のロードマップ案公表以降は、米国企業によるIFRSの使用に関する議論が行われている。

(1)コンバージェンスの進捗

①ノーワーク合意の公表(2002年10月)

FASBとIASBは、以下の4点を概要とする、いわゆる「ノーワーク合意」を取り交わした。

- IFRSと米国会計基準との間にある多様な差異のうち比較的容易に解消できる差異を削除する目的で、短期的な統合化プロジェクトに着手する。
- 2005年1月1日時点で残っている両者の差異を、両者の将来の作業計画を調整することを通じて取り除く。すなわち、差異のある項目それぞれについて、両者が個別かつ同時にプロジェクトを開始して検討する。
- 現在遂行している共同プロジェクトを継続してとり進める。
- 両者のそれぞれの解釈指針設定組織が、それぞれの活動を相互に調和させることを促進する。

②MoU(Memorandum of Understanding)

米国に上場している外国企業はIFRSの使用が認められるが、その場合、米国基準への調整表を合わせて提出する必要があり、事実上、米国基準での財務諸表作成を求められることとなっていた。

2005年、SECの当時の主任会計士が講演⁴で、当該調整表を廃止するための要件として、IASBとFASBの継続的なコンバージェンスを取り上げ、その後、IASBとFASBは2006年にMoUを公表し、今後のコンバージェンスのスケジュールを示した。

具体的な内容として、2009年までの調整表廃止を目標した短期コンバージェンス項目「2008年までにコンバージェンスすべき事項」と、それ以外の「今後コンバージェンスのアジェンダとすべき事項」の合計11項目があげられている。

- 2008年までにコンバージェンスすべき事項

⁴ A Securities Regulator Looks at Convergence, Donald T. Nicolaisen, Northwestern University Journal of International Law and Business, April 2005

(すでに IASB/FASB のアジェンダに載っている項目)

- 企業結合
- 連結
- 公正価値測定のガイダンス
- 負債と資本の区分
- 業績報告
- (年金を含む)退職後給付
- 収益認識

■ 今後アジェンダとすべき事項

- 認識の中止
- 金融商品
- 無形資産
- リース

2008年9月に、2006年に確認された差異(11項目)のうち、金融商品と無形資産を除く9項目について、2011年までにコンバージェンスを完成させることが合意された。

その後、2009年11月にIASB/FASBの両理事会は、主要なMoU項目を2011年半ばに完成させるための計画等を記述した共同声明を公表し、合わせて進捗報告をすることを約束した。

直近の進捗報告は2011年4月のものであり、その中では11項目のうち、2つ(企業結合、認識の中止)は「完了」という状態、4つ(連結、公正価値、退職後給付及び業績報告のうち包括利益の表示)は「最終段階」、その他(金融商品、リース、収益認識、負債と資本の区分、無形資産及び業績報告のうち包括利益以外)は「未完了」となっている。

(2) 米国市場におけるIFRSの使用に関する議論

① 外国企業に対する米国基準への調整表廃止(2007年11月)

2006年にFASBとIASBの間で結ばれたMoUは、2009年までに外国登録企業が差異調整表なしで、IFRSを米国市場で使用できることを目標に掲げたものでもあったが、SECは2007年に調整表作成義務を廃止した。

調整表を作成しなくてよいのは、外国企業がIASBの公表したIFRSを使用している場合だけであり、例えば、ある国において一部カーブアウトされたIFRSを使用している場合には、調整表を作成する必要がある。

当該調整表の廃止については、CFA InstituteがSECの制度提案時から一貫して現在でも反対しており、今回の調査においても同様の指摘が聞かれた。

- ・ 調整表は比較可能性を担保する上で、非常に重要で必要なものであり、差異が

存在する米国基準と IFRS の調整表を廃止していることに反対する(CFA Institute)。

②SEC が工程表(ロードマップ)案を公表(2008 年 11 月)

IFRS がその地位を高めていることや、世界で統一された会計基準の存在が米国以外に投資資産を保有する米国人投資家の便益になる等の考えを背景に、国内企業に対する IFRS の適用(adoption)に関する検討について、以下の内容の工程表(ロードマップ)案が公表された。

- 2009 年 12 月 15 日以後終了する事業年度から一定の要件を満たした企業(全 110 社)に IFRS の任意適用を認める⁵。
- その他の企業への強制適用の是非を 2011 年に決定する。2011 年に IFRS の強制適用に関する意思決定がなされた場合、2014 年 12 月 15 日以降終了する事業年度から段階的に IFRS を強制適用する。

(参考)段階適用の方法

2014 年～ 大規模早期提出会社(株式時価総額 7 億ドル以上)

2015 年～ 早期提出会社(株式時価総額 7500 万ドル以上)

2016 年～ その他公開企業

上記のロードマップ案のうち、任意適用について、今回の調査で聞かれた賛否は以下の通り。

(任意適用に反対)

SEC 委員からは、最終的にグローバルで1組の基準となることが投資家保護にかなうのであり、同一の証券市場内に存在する企業の財務諸表が、異なる会計基準によって作成された場合、企業間の財務数値の比較可能性を損なう可能性があり、当該証券市場参加者のベネフィットにならないとの指摘が聞かれた。

(任意適用に賛成)

賛成の理由として、国際的に活動する企業において財務報告を統一できるというメリットに加えて、(強制適用でなければ)米国基準を継続できるメリットを感じる企業の存在を指摘する声が聞かれた。

- ・ いくつかの会社が SEC に対して、任意適用を早急に認めるべきとリクエストしていると理解している(フォード、IBM などの 7 社)。FEI 全体としては、IFRS の任意適用に対する支持を表明していないが、任意適用の選択肢についてコスト・ベネフィットを調査すべきと SEC に意見している(FEI)。

⁵ 現在に至るまで、国内(米国)企業による IFRS の任意適用は認められていない。

- ・ 国際的な企業は、世界中で子会社がすでに IFRS 又は IFRS に近い基準を(所在地で)法定されている財務報告のために適用している場合もあり、IFRS にメリットを感じている。SEC は未決定であるが、国際的な企業などによる任意適用を支持している(DTT)。
- ・ IFRS が任意適用であれば、IFRS を強制的に使う必要がなく、(使用したくない企業は)米国基準の使用を継続できると考えるグループも存在している。そのようなグループの存在が、米国企業全体への IFRS 適用を難しくしている可能性がある (SEC スタッフ)。

また、ロードマップ案のうち、段階適用については、SEC 委員から、何も確定していないとの前置きの上で、規模等の指標による段階適用はありえるとの指摘が聞かれた(米国基準が IFRS に移行する期間で 2 つの基準が存在することは容認できるが、恒久的に 2 つの基準が共存することは、投資家保護に適わないとの意見)。

③SEC が作業計画(ワークプラン)を公表(2010 年 2 月)

ロードマップ案にしたがって米国企業における IFRS 導入可否を決定するために必要な作業に関する、以下の内容の作業計画(ワークプラン)が公表された。

- IFRS を米国企業の財務諸表に導入(incorporate)⁶すべきかは、ロードマップ案で提案されていた 2011 年に決定する。
- 仮に IFRS の適用を決定した場合には、移行期間が最低 4-5 年必要であり、2015-16 年を目途に移行を終える。(ロードマップ案に示された時期での早期任意適用は行われぬ。)
- 分析を行う 6 つの領域を明示
 - 米国内の報告システムとしての十分な IFRS の開発及び適用
 - ◇ 包括性
 - ◇ 監査可能性及び規制可能性
 - ◇ 一貫した高品質の適用
 - 投資家利益のための会計基準設定主体の独立性
 - IFRS に関する投資家の理解と教育
 - 会計基準の変更により影響を受ける米国の規制環境の検証
 - 会計システムの変更、契約内容の変更、コーポレート・ガバナンス、訴訟による偶発債務を含む、作成者(大小の企業を含む)への影響
 - 人材の準備状況

ワークプランに関しては、2010 年 10 月に進捗報告、2011 年 11 月には基準比較と実務対応に関する分析結果が SEC より公表されている。

⁶ IFRS の取り込み方を示す用語がロードマップ案公表時に「adoption」となっていたところから「incorporate」に変化

2010年10月 SEC 進捗報告

- ワークプランにおいて考慮すべきとされた6項目について、より詳細な論点、調査事項を明示。

2011年11月 SEC 分析報告

- 「米国会計基準と国際会計基準(IFRS)の比較」
直近の米国基準とIFRSとを比較分析。主な指摘は以下のとおり。
 - ◇ IFRSはプリンシプル・ベースで、個別のガイダンスや業種別の特例が限定的。
 - ◇ IFRSの概念フレームワークは会計基準の一部を構成するのに対して、米国基準の概念書は会計基準を構成しないという点で違いが存在。
- 「IFRS適用状況に関する分析」
IFRSを適用する世界の企業183社の財務諸表を分析。主な指摘は以下のとおり。
 - ◇ 調査の結果、財務諸表は一般的にIFRSに準拠していると思われる。
 - ◇ 但し、①財務諸表の透明性と明瞭性に向上の余地があること、②IFRSの不整合な適用は国・産業の比較可能性を困難にすること、の2点を考慮する必要。

④SECスタッフペーパー(2011年5月)

コンバージェンスとエンドースメントを組み合わせた以下のような方法が、IFRSを米国で導入(incorporate)する上での1つの方法として公表された。

- IFRSを一定期間(例えば5~7年)中に米国基準へ順次取り込んでいく。
- 単一で高品質のグローバルに受け入れられた会計基準の達成、および、最終的に、米国基準に準拠していれば、IFRSに準拠している旨企業が主張できるようにすることを目的としている。
- IFRSを取り込むにあたって行うエンドースメント手続では、極めて異例な状況において、IFRSからの修正を行うこともある。
- 会計基準を、3つのカテゴリーに分類し、作業を行う。
 - 国際会計基準審議会(IASB)と米国財務会計基準審議会(FASB)がコンバージェンスを実施している基準は、当該作業によりIFRSが米国基準に取り込まれる
 - IASBが今後策定もしくは改訂を行う予定の基準は、米国基準にどのように取り入れるかを個々の基準ごとに検討
 - 上記以外の基準(IFRSに存在しない基準を含む)も、概ね類似の方法で米国基準にどのように取り入れるかを個々の基準ごとに検討

スタッフペーパーで提示された考え方について、今回の調査で SEC スタッフから以下のような説明がなされた。

- ・ スタッフペーパーで考えていたのは、IASB が公表する新しい基準は承認(エンドース)し、既存の差異のある(継続中のコンバージェンス項目以外の)基準については、FASB/IASB の共同プロジェクトのようなコンバージェンスではなく、米国基準に IFRS を 5 年から 7 年かけて取り込んでいくことであった。コンドースメントといわれているが、時間をかけて順次エンドースしていくものである(SEC スタッフ)。
- ・ 2011 年 12 月の SEC スタッフによる講演の原稿⁷で 90%コンバージェンスというアイディアを紹介したのは、少なくとも短期的には IFRS の全面適用について解決できない論点が生計以外の理由で存在している点を踏まえたものである。短期的には解決できないが、時間をかければ解決できる余地があるのだから、世界で利用される 1 組の基準という大きな目標から離れてしまうことは、あまりにももったいない(SEC スタッフ)。

上記のスタッフペーパーが公表された後、2011 年 6 月にシャピロ SEC 委員長が「多くの株主が IFRS に移行しなければならないと言っているわけではない」と発言⁸した点について、SEC スタッフから以下の指摘が聞かれた。

- ・ ウォールストリートジャーナルに書かれているほど、投資家の見方が固まっているとは思っていない。例えば、2011 年 7 月のラウンドテーブルでは、IASB がアメリカ投資家の声も反映するという「セーフガード」があればという限定つきで、投資家から IFRS の使用に多くの支持の声があった。他方、国内企業だけに投資している人だと思うが、一部の投資家の中には、米国基準を使いながら、現在も比較可能性を保てるため米国基準で十分という人もいた(SEC スタッフ)。

⑤今後の方向性

(SEC による最終決定について)

SEC では、スタッフがワークプランで示された調査を実施し、最終的には SEC の委員(5 名)が、米国の財務報告システム上、IFRS をどのように扱うかを決定する。

2011 年内に見込まれていた SEC による最終決定に関しては、SEC スタッフが、スタッフの最終レポートの公表にあと 2・3 ヶ月(a few months)かかるとの発言を 2011 年 12 月の講演で行っており、米国における IFRS 導入の是非の決定が 2012 年にずれ込む可能性が示された⁹。今回の調査で、この点について以下の説明が SEC スタッフか

⁷ Prepared Remarks for the 2011 AICPA National Conference on Current SEC and PCAOB Developments December 5th, 2011

⁸ 2011 年 6 月にウォールストリートジャーナルが主催した CFO network meeting での発言

⁹ 2012 年 1 月にブルームバーグラジオにおいて、SEC 委員長の Mary Schapiro が、①今後数ヶ月で最終決定されるであろう、②IASB の独立性や基準の品質と執行可能性も含め、最終決定までに越えなければいけないハードル

ら聞かれた。

- ・ 今後のタイムラインは明確にいけない。スタッフとしてしなくてはならないことはわかったが、その内容を最終化するには時間が必要である。併せて委員が検討できるような整理も行っている(SEC スタッフ)。
- ・ 重要なのは、スタッフではなく委員の 5 人が決定するということであり、今、タイムラインを答えるのは難しい(SEC スタッフ)。
- ・ 最終的に統一基準ができるとの想定を置くのであれば、移行期間が長期にわたるほど、期間途中における早期任意適用が考えやすいし、時間をかけて段階適用するというのも考えやすい。しかし、最終的に違う基準ができるとの想定を置くのであれば、任意適用は考えにくい。世界中が注目していると自覚しているので、今後の IFRS の取扱いの方向性について曖昧なままにたくなく、あと数ヶ月必要だと考える(SEC スタッフ)。

(会計基準設定主体の意見について)

2011 年 12 月に FASB 議長が、米国公認会計士協会(AICPA)の総会で講演を行っており、FASB から当該講演内容についての説明があった。

《FASB 議長の講演要約》

➤ MoU 項目について

- ◇ 我々は、いかなる IASB のシナリオであっても、主要な 4 プロジェクト¹⁰を完了する意思がある。それ以外のエリアについては差異があり、重要なものもあれば、そうでないものもある。我々は、米国が IFRS を支持する(embrace)という明確なシグナルを送っている。

➤ MoU 項目以外について

- ◇ FASB が、強力な役割を発揮し、IASB に対してすべての米国利害関係者の声を届ける必要がある。なぜなら、米国の利害は FASB が最もよく理解できる特別な立場にあるからである。我々は、FASB が IASB の基準設定プロセスに関与することにより、IFRS を米国が承認(エンドース)する確率がより高くなると考える。
- ◇ 移行期の問題として、米国基準の方が IFRS よりも基準が多い場合、具体的には、米国基準に規定が存在するものの IFRS には規定が存在しない多数の産業別の会計基準(ブローカー・ディーラー、投資会社等)について、これらの米国基準を放棄してしまうことは、米国の投資家の利益に

がいくつかある、との発言を行っている。

¹⁰ この中に MoU 項目ではない保険プロジェクトが含まれている。

なると考えない。(IFRS にはなく)米国基準だけに存在する基準について、IASB が国際基準を開発し、米国がこれを受け入れるまでは米国基準を維持する。

- ◇ 少ない方が良いが、米国独自のアプローチが必要な場合、米国のために権威ある基準やガイダンスを維持しなければならないことがある。
- ◇ その他の問題点としては、偶発債務の開示が IFRS では基準に規定された通りに実際には適用されていないといわれている点があげられる。米国では、米国基準に規定された通りに(as it is written)適用する必要がある。もし、基準通りに適用されていなければ深刻な問題となる。米国以外の企業が基準の文言通りに適用しないのであれば、米国企業が厳密に適用しない可能性がある。
- ◇ 米国基準と IFRS において、ある一定のレベルまでは近いが一部差異がある基準については、引き続き、グローバルな比較可能性を向上するために改善をしていく。
- ◇ それほど重要な差異がないものについて、例えば、減価償却の方法については、費用対効果分析により、必要に応じて取り組んでいく。例えば、財務諸表の利用者である投資家が除外して分析する項目等、投資家から見て、作成者に負荷をかけなくて良いところは変えない。
- ◇ 要約すると、我々は、(FAF によるコメント・レターにおいて)SEC に IFRS への移行計画を提案し、その中で、将来の IASB が公表する新基準について我々が承認(エンドース)権を有するというアプローチを説明している。この提案は SEC のスタッフペーパーに対する他の利害関係者から既に提出されたコメントを考慮しつつ、建設的な意見を SEC に具申したものであることを強調したい。

FAF からは、会計基準の統一に関する現実的なゴールに関する以下のような指摘が聞かれた。

- ・ 日米中の現実を考えると、現実的なゴールは、同一基準の達成ではなく、グローバルに比較可能な基準だろう(realistic goal is globally comparable standards, not an identical standards)。基本となる原則は、厳正なデュープロセスを用いて米国における財務報告を改善することであり、また、時には米国において独自のアプローチが必要となることがあることを理解することである(FAF)。

2.IFRS の導入を仮定した場合のコスト・ベネフィット

多くの関係者は、IFRS 適用に関する決定がなされていないので、具体的なコスト・ベネフィット分析を行うことができないということであったが、いくつかの期待や懸念の

声が聞かれた。

①ベネフィット

作成者からは、会計基準が1つになることは、グローバルに展開する企業においてベネフィットがあるとの指摘が聞かれた。

- ・ 個社の観点から言えば、1組の基準があれば様々なメリットがある。我が社はグローバル化が進んでおり、複数の国で展開している。IFRSを要件とする国に所在する子会社があるが、我が社はSEC登録しているため、当該子会社の財務諸表を米国基準にした上で連結財務諸表を作成している。基準が1つに絞られれば、複数の財務諸表を作成しなくても良いというメリットがある(GNAIE参加の個別企業)。

CFA Instituteからは、グローバルな会計基準により比較可能性が高まるというベネフィットがあるため、IFRSを支持しているとの指摘が聞かれた。なお、CFA Instituteからは、コスト・ベネフィットの他、現在のIFRSに関して以下の指摘が聞かれた。

- ・ IASBの開示フレームワークのプロジェクトで、一番気になるのは、企業の負担だから開示の量を減らすという話ばかりが先行する点である。アナリストが求めているのは比較可能性や情報の質である。時の経過につれて、何がどう変わったかを示すことが比較の上では重要となる。

②コスト

FEI及び北米保険企業グループ(GNAIE)からは、作成者のコストについて、現段階では十分な検討が行えないが、国際的でない企業にとってのベネフィットのないコスト負担を懸念する意見が聞かれた。

FEI

- ・ FEIとしては導入のコストに係る調査を実施している。まだ、作業が完了していないため、公表時期も未定。各社とも準備しているが、まだ検討体制構築の段階である。IFRS導入のスケジュールがもう少し具体化する、あるいはSECによるコメントなどでもう少し方向性が出てくれば、もっと具体化すると思われる。
- ・ 複雑な開示による負担が大きいため、IASB/FASBの開示フレームワーク・プロジェクトに関連したリサーチを実施している。
- ・ 個別企業レベルで、特にグローバル企業は米国基準とIFRSのGAAP差異分析やインパクト評価など個別に調査を実施している。個社による調査の中身は暫定的なレベルにとどまる。これは、MoU項目の今後の展開やIFRS導入に際しての経過措置に関する当局の考え方などで変わりうるからである。例えば、IFRSにおけ

る固定資産のコンポーネントアプローチによる減価償却は文字通りに適用しようとするれば、移行コストが高く、経過措置の検討は重要である。

GNAIE

- ・ 未だ米国においてはIFRS適用可否に関する決定が行われていないため、コスト・ベネフィットについては、実際の当局からの方針が出てこない、実証テストも実施できず、測定できない。
- ・ 公開企業でも意見は分かれている。大規模上場企業であっても、国内市場で取引がほとんど完結する企業であるケースは少なくなく、このような国際的に競合していない企業、国際的な資金調達ニーズのない企業にはIFRSの導入はコストばかりかかり、メリットがないと考えるところもある。

また、IFRSの導入を仮定した場合の影響について、金融業、料金規制業、リース業界から懸念点の指摘が聞かれた。

- ・ 米国基準に存在するがIFRSには存在しない多数の産業別の会計基準(ブローカー・ディーラー、投資会社等)について、米国基準を放棄してしまうことは、米国投資家の利益にならない(FASB)。
- ・ 料金規制業種の電力業界では、各種報告で直接的に米国基準を使っており、IFRS導入の影響が大きいとの主張をしている(SECスタッフ)。
- ・ 米国内のリース業界は、現在のリース基準に関する提案事項に満足していない。具体的には、使用权およびリース債務のB/S計上については問題ないが、現行制度と異なり、費用が期間にわたって均等に発生しない点については納得がいかないとしている。再公開草案公表前にもう一度審議しなければならない(FASB)。

3.コンドースメントアプローチに対する評価

SECが2011年5月に公表したスタッフペーパーは、コンバージェンスとエンドースメントを組み合わせた「コンドースメントアプローチ」を明確にしたものであると言われているが、当該手法に関しては、作成者、監査人、会計基準設定主体等の関係者から、「米国基準」を維持することや、十分な移行期間を検討している点を支持するとの意見が聞かれた。

- ・ 次の理由から極めて実務的対応と考えられるため、2011年5月に公表されたSECスタッフによるアプローチを支持している。
 - ✓ あらたな米国の財務報告基準としてIFRSが導入されるのではなく、IFRSが米国基準に取り込まれることになるため、米国基準を適用会計基準として参照している借入契約書などの法律文書を改訂する必要性が生じない。

✓ 企業には5年から7年にわたる管理可能な速度での移行が認められている。

ただし、この場合にも、IASB が公表した IFRS を適用することを望む企業(特に米国外に子会社を有する企業および IFRS 利用企業と資本調達について競争している企業)については、IFRS の任意適用が認められるべきと考えている(DTT)。

- ・ 関係者の話を聞いても、コンドースメントに納得している声が多い。エンドースする前に米国として必要な修正をすることもやりやすい(FEI)。
- ・ 5月のSECスタッフペーパーでは、「米国基準」をIFRS導入後も残すとしており、契約文言や法律で数多く「米国基準」が参照されている点に鑑みれば、非常に賢明な方法である(FAF)。

4.原則主義の影響

(1)原則主義の適用による問題の所在

米国で原則主義のIFRSを適用する場合における課題として、①比較可能性、②監査の対応、③訴訟環境についての指摘が聞かれた。

①比較可能性

形式的にはIFRSで会計基準の統一が達成されたとしても、それを適用するにあたって、解釈の幅が広すぎたり、選択できる処理が多数である場合には、一貫した執行がないと実質的な比較可能性が損なわれる可能性について、以下の指摘が聞かれた。

- ・ IASBは100カ国余りが何らかの形でIFRSを適用していると表明しているが、その適用において、一貫した執行が行われれないという点を比較可能性の阻害要因として最も懸念する。また、IFRSの国別の差異(例えば特定の基準でカーブアウトがあるなど)は外部から把握可能であるが、IFRS適用における選択肢の幅については、外部から把握することが難しく、比較可能性を阻害する要因として懸念する(CFA Institute)。

②監査の対応

作成者からは、監査法人の解釈が経営者の合理的と考える会計処理と同じ結論に到達しない可能性への懸念や、外部監査の規制当局による評価基準が作成者にとっても重要となってくる可能性についての指摘が聞かれた。また、監査法人からは、経済実態を示すような会計処理の判断がなされるべきとの指摘が聞かれた。

- ・ 監査法人がどのように原則主義の基準に対応していくかという点と、監査法人自身のIFRSの解釈が、経営者の合理的と考える会計処理と同じ結論に到達しない可能性がある点に不確実なところがある(FEI)。

- ・ 公開会社会計監視委員会(PCAOB)が、監査人の監査の結果を監督しているため、監査人の判断に関して、PCAOB がどのような判断をするのかを気にしている。例えば公正価値に関する会計処理について、監査人の評価をPCAOB が厳しく検査するのではないかと考えている(GNAIE)。
- ・ 財務諸表に取引の経済実態が反映されることが必要不可欠であるため、企業が適切な水準の厳格性をもって会計上の判断を行うことも必要不可欠となる。これまで、企業は会計処理を検討するにあたり、他の関係者(投資家・競合会社・規制当局等)が取引の経済実態をどのように見るかを考慮せずに、結論に向けて単一のロジックをたどってきた傾向があるが、企業がある取引についての会計処理を結論付けるためには、企業自身以外の他の関係者が当該取引の経済実態をどのように見るかを考察する必要がある。同様に、会計上の結論に至るために前提が用いられる場合、この前提がストレス・テストの対象とされることで、前提が変化した場合に異なる会計上の結論が生じないことが確認されなければならない。監査人の役割は、企業がこうした適切な判断のプロセスを内部統制などの一部として機能させていることを、監査の一環として検証することにある(DTT)。

③訴訟環境

米国では訴訟が多く、原則主義に基づく会計処理を巡っての訴訟リスクが高まるとの懸念が作成者にある¹¹。この点に関し、今回の調査でも、訴訟の可能性を指摘する意見が聞かれた。他方で、細則主義であっても訴訟リスクはあるとの指摘も聞かれた。

《経営者及び監査人》

- ・ 原則主義の適用判断によっては訴えられる可能性がある(FEI)。
- ・ 米国においてIFRSを導入する上で、訴訟環境は一つの考慮事項である。ただし、米国基準に比べて明示的基準が少ない会計基準を用いることで訴訟リスクが増加するとは限らない。米国では、経済実態を反映しないが望ましい財務報告上の結果を達成すべく会計上のルールを充足するように取引を仕組んだ企業経営者による意図的な取組に起因して、重大な企業破綻が生じている。企業が適切かつ厳格な判断のプロセスを運用し、監査人がその検証手続を実施することで、両者のリスクはそれぞれ削減されると考える(DTT)。

《証券当局》

- ・ 訴訟が増える可能性を危惧する声は経営者等からある。だからといって、株主の権利を抑制するのは問題だと考える(SEC スタッフ)。
- ・ 例えばヘッジ会計は、基準が細かすぎて、経済実態に合わない可能性があるが、

¹¹ 例えば、ロードマップ案(2008年11月)へのコメントで、作成者がこのような懸念を示している。(ワークプラン 2010年2月 p.7)

その細かいルールに従わない場合、監査人も訴えられる可能性がある。こういった面も考えると原則主義への移行によって訴訟が増えるのか、減るのかわからない(SEC スタッフ)。

《会計基準設定主体》

- ・ 米国は訴訟が多い環境にあり、そのような状況に会計基準は対応する必要がある。IFRSと米国基準に差異が存在し、IFRSが訴訟環境に対応しない限り、米国基準上の対応を我々はしなければならない(FASB)。

また、訴訟に関連して生じる偶発債務の開示要件に関しては、IFRSの方が厳格であることに関連し、以下のような指摘が聞かれた。

- ・ 偶発債務の会計処理については、IFRSと米国基準に差異が存在する。米国基準においては、「発生の可能性が高い」(likely to occur)場合に「可能性が高い」(probable)偶発事象となる(結果として負債が計上される)一方、IFRSは、「可能性が高い」(probable)を「発生しないよりも発生する可能性が高い」(more likely than not)と定義している。米国では相当以前に、関与先の法律関連事項に関して習慣的に用いられる書簡の内容について会計専門家と法律専門家の間で合意しているため、この差異は財務諸表の監査に関して重要なものである。この習慣的な書簡について再検討することは大きな努力を要する可能性がある(DTT)。
- ・ 偶発債務の開示がIFRSでは基準に規定された通りに実際には適用されていないといわれている点が問題点としてあげられる。米国では、米国基準に規定された通りに(as it is written)適用する必要がある。もし、基準通りに適用されていなければ深刻な問題となる。米国以外の企業が基準の文言通りに適用していないのに、米国企業が厳密に適用するということはない(FASB)。

(2)原則主義への対応

原則主義の問題に対する対応策として①ガイダンスの作成、②セーフハーバールールの創設、③事前相談制度、④人材育成の重要性についての指摘が聞かれた。

①ガイダンスの必要性

今回の調査先のほとんどで、IFRSを導入する場合にはガイダンスが必要であるとの指摘が聞かれた。これに関連して、IFRS解釈指針委員会(旧IFRIC:現IFRS IC)の新議長等がガイダンスに対して柔軟な姿勢であることを肯定的に捉える見解や、デュープロセスを経て作成されていない監査人のガイダンスが公式なガイダンスに代替されることを危惧する指摘が聞かれた。

《基準設定主体 - FASB》

- ・ 少ないほうが良いが、米国独自のアプローチが必要な場合、米国のために権威ある基準やガイダンスを維持しなければならない。
- ・ 米国では非常に現実的な問題であるとともに、他国でも重要であろう。そのため、最近 IFRS 財団が IFRS IC の活動水準を上げたことは歓迎している。
- ・ ガイダンスの必要性が各国で共通する項目については、建設的な方法で IASB と協力し、ガイダンスが作成されるようにする。仮に IFRS IC がガイダンスを作成しないとすれば、米国内での会計基準の円滑な適用を図るためのガイダンスが必要であり、また、適時にガイダンスを出せるように FASB が待機しておく必要がある。

《アナリスト - CFA Institute》

- ・ IFRS IC は基準を定めるわけではないが重要である。関係者の意見を聞いたうえで、どこにガイダンスの不足があるか検討していく必要がある。
- ・ 業界特有の専門家しかわからない会計処理が固定化され、会計基準自体には記載のない「影の会計(Shadow Accounting)」は、避けるべきである。米国の法的環境の中で、ガイダンスの必要性について要求が高まる可能性はある。同様の問題は、IFRS 固有ではなく米国基準でも存在している。

《監査人 - DTT》

- ・ 米国において IFRS が使われる場合に、IFRS に関する詳細なガイダンスの需要が増す可能性はあるが、米国基準に含まれているガイダンスほどにはならないと考える。IASB の新議長は解釈を充実させることについて前向きである。いずれにせよ、IFRS が明確な原則として表現され、企業が判断に関する適切なフレームワークを用いることを前提とすれば、詳細なガイダンスについての米国の需要はそれほどものとはならないと考える。

《作成者 - FEI/GNAIE》

- ・ (米国出身の)ウェイン・アプトン氏が IFRS IC の議長になり、解釈の重要性が認識されたと思うが、なお、原則主義に対応したガイダンスが必要である。
- ・ (収益認識の再公開草案に関して) 解釈問題については、基準設定主体の解釈ガイダンスを改定するのか、監査人のガイダンスに解決策を取り込んでいくのかの両案がありうる。ただし、大手監査法人のガイダンスは、デュープロセスを経ていないという問題がある。

《規制当局 - SEC スタッフ》

- ・ ガイダンスを出すことは比較可能性向上に資すると思う。例えば、IFRS で会計処理に幅があるところ、ある国では 1 つの手法しか認めないようなガイダンスがあれば、その国での比較可能性は高いかもしれない。
- ・ 例えば、収益認識については、米国基準ではガイダンスが多すぎるが、IFRS では

不足しており、正しいバランスを見つけることが必要だと思う。関係者が納得して判断できるレベルでのガイダンスが必要で、投資家としては経済実態が反映されたものが必要となる。

- ・ 監査人は基準がどのように適用されるかを厳格に見る必要があるが、新しい基準や解釈を出す立場になってはいけない。彼らは基準設定主体ではないし、デュープロセスも踏んでいないからである。
- ・ 必要なガイダンスの水準については国際的な合意が必要だろう。米国からガイダンスの必要性についての声があった場合には、他国でも同じような声があるか確認して IASB にガイダンス作成を働きかけることが考えられる。仮に IASB がその要求に応じない場合には、米国の資本市場の利益を考えて、我々が補完するという決定をしなくてはならないかもしれない。

②セーフハーバールール

訴訟の多い米国では、明瞭な定量基準による会計基準の適用が経営者を訴訟から保護するセーフハーバーとして機能しているとの指摘¹²や IFRS が財務諸表注記として求める将来予測開示と実績との違いを原因とした訴訟から経営者を保護するセーフハーバールールを求める声がある¹³。この点について監査法人や SEC スタッフからは以下のような否定的な指摘が聞かれた。

- ・ 訴訟環境は IFRS を米国に導入するうえでの一つの考慮事項であるが、「合理的な判断」が保護される一律のセーフハーバーを作るのは実務的でない。あらゆる場合に用いることができる「合理的」の定義を作ることが不可能であるからである。(DTT)
- ・ 2007 年、2008 年に SEC に提言をするための諮問委員会があり、これは会計判断に関するセーフハーバールールを作ってはどうかという提言をするかを検討するものであった。投資家の間で大きくもめ、結論に至らなかった(SEC スタッフ)。
- ・ 議論の方向が、品質が高い基準の運用ではなく、免責だけを考える企業のためのものとなることを心配する(SEC スタッフ)。

③事前相談制度

SEC には、企業が当局に財務諸表を提出する前に会計基準適用の適切性について相談する制度(プレクリアランス制度)がある。IFRS を使用する外国企業による、この制度の利用状況については、件数自体はそれほど多くないとの説明が聞かれた。

¹² 例えば 2007 年から 2008 年にかけて行われた SEC の諮問委員会で、このような指摘が連邦準備制度(Federal Reserve System)の元理事 Susan Schmidt Bies よりなされている。RECORD OF PROCEEDINGS OF SEC ADVISORY COMMITTEE ON IMPROVEMENTS TO FINANCIAL REPORTING OPEN MEETING November 2, 2007

¹³ 例えば、ロードマップ案(2008 年 11 月)に対するコメントで、Microsoft や IBM などから、将来予測情報の開示に対するセーフハーバーの必要性を指摘するコメントが出されている。

- ・ SEC には、企業が当局に財務諸表を提出する前に主任会計士室(OCA: Office of the Chief Accountant)に相談できるという制度がある。この制度は、米国基準だけでなく IFRS を使う企業でも利用でき、IFRS を使用する外国企業からは、これまで 10 程度 (less than a dozen) の相談があった (SEC スタッフ)。

なお、会計基準の適用に関する事後の SEC の関与について、以下のような説明が聞かれた。

- ・ 会計基準の適用状況は、事後に企業財務部(Division of Corporate Financial)でレビューする。このプロセスは、米国基準を適用している国内企業と変わらない (SEC スタッフ)。
- ・ 全ての SEC 登録企業と同様に、外国登録企業(FPI)は SEC からコメント・レターを定期的に受領している。コメント・レターには、(財務諸表に反映されている)取引の理解の向上と財務報告の品質の改善のために、財務諸表の内容に関する質問が含まれている。SEC は IFRS に基づいて財務諸表を作成しているFPIの財務諸表に広範なコメントを行っているが、コメントの結果として修正再表示に至ったケースは多いとは言えない。但し、多くの場合、SEC は財務諸表における開示の拡大または明確化を求めてきた(DTT)。

④人材育成

米国では、IFRS の導入決定前のため、IFRS の教育が進んでいない点や、導入が決定された場合には十分な教育が必要である旨の指摘が聞かれた

- ・ IFRS 導入についての米国の意思決定が必要不可欠である。SEC が最終的な決定を延ばす限り、米国の大学における IFRS のカリキュラム化も遅延する。SEC が米国基準へ IFRS を組み入れることや IFRS の任意適用を決定するようになれば、大学はカリキュラムをこれに従って変更し始める。この変更が、会計上の判断を行う正しいアプローチについてのより充実したトレーニングを含むことを期待している(DTT)。
- ・ 会計基準適用にかかる執行を担当する SEC の主任会計士が、2011 年 12 月の AICPA 会議で教育不足について講演していた。IFRS 移行を検討する中で、会計基準に関する再教育が必要であり、それには一定の時間がかかるであろうということも講演では言及されていた(FEI)。
- ・ 人材育成は SEC の関心テーマの1つであり、この点に関する懸念もあるので IFRS の段階的な導入が検討されているのだと思う。教育環境については、やるべきことがたくさんあり、投資家、監査人、作成者に対して、IFRS をどう適用するのか、米国基準と何が異なるのか、教育していかなければならないが、段階的にしかできない。(FEI)。

5 会社法への影響

米国の会社法は州ごとに定められているが、一部の州(例えばカリフォルニア州など)を除く多くの州の会社法においては、財務諸表の作成基準に関する規定は存在せず、また、配当規制に関しても米国基準に基づいて作成された財務諸表を前提とした規制となっていないため、仮に IFRS を導入しても影響は限定的であると考えられる。

6 税法への影響

米国においては財務会計と課税所得計算は基本的に分離しており、利益計算もそれぞれ別に行われる。

内国歳入法(IRC:Internal Revenue Code)の「会計方法の総則」(General rule for methods of accounting)において、「課税所得は、納税義務者が帳簿記入を行うに際し規則的に採用している会計方法に従って計算されなければならない。」(IRC 446 条(a))と規定されているが、特定の会計方法を義務づける定めはなく、必ずしも米国基準を使用しなくても良い。財務会計と課税所得計算の関係については、裁判所も一致する必要がないことを認めている¹⁴。

ただし、例えば後入先出法(LIFO)などの例外的事例において、会計上の処理が税務上の取扱いを制約する(財務省規則 LIFO Conformity Requirement 1.472- 2 (e))。IFRS の導入による税務への影響は限定的であると考えられるが、LIFO のような事例もあるため、内国歳入庁(IRS)と協議を行っているとの説明が SEC スタッフから聞かれた。

- ・ いくつかの会計基準と税務の関係の中で、LIFO が最大の論点だと考える。上場企業における税務上の影響は合計で 500 億ドルに上るとの試算がある。こうした影響がある中、個人的には、この分野での会計基準の取扱いは慎重に考える必要があると考える。なお、会計側が税務を縛ってはならないと考える(SEC スタッフ)。
- ・ 米国の税法においては、企業は財務諸表の作成において LIFO を用いる限りにおいて、課税所得の決定においてたな卸資産に LIFO を用いることが可とされている。IFRS は LIFO の利用を認めていない。IFRS が LIFO の利用を認めていない状況においては課税所得の決定上も LIFO が認められないため、税務目的で LIFO を使用してきた米国企業がたな卸資産に関する IFRS の基準を適用した場合、多大なコストを負担するものとする(DTT)。

¹⁴ Thor Power Tool v. Commissioner, 439 U.S. 522 (1979)

7 規制環境、契約環境等への影響

(1) 産業規制への影響

IFRS の導入により、産業規制との関係では、料金規制業種や金融業界での影響の可能性について指摘が聞かれた。

- ・ 現在、研究途上であるが、例えば、料金規制業種、金融商品を扱う企業、保険で影響があるのではないかと(CFA Institute)。
- ・ IFRS を取り込む場合、電力業界(rate regulated utilities)、金融業界(銀行、保険)で課題があると考えられる。エンドスアプローチでは、会計基準の取捨選択ができるため、これらの業界に合わない基準である場合には採用しないという選択をすることが可能となる。その場合、このような業種については、米国基準を使用し続けるということになる(SEC スタッフ)。
- ・ 規制業種(電力など)における業種に特化した会計基準が IFRS に存在しない一方で、米国基準には含まれている。こうした料金規制業種に関しては、IFRS を米国基準に組み込むことの帰結は明確ではない。一つの可能性としては、IASB がIFRSを改訂しこれに関する基準を作らない限り(あるいは作るまでの間)、米国基準の関連基準が使い続けられる可能性がある。(DTT)

(2) 契約への影響

各種の契約や融資契約等における財務制限条項には、「米国基準」という用語が使用されている例が多く、IFRS 導入に伴い「米国基準」を存続させない場合には契約変更の必要性がある、との指摘が聞かれた。

- ・ 例えば、財務制限条項で「米国基準」という用語が使われている場合、IFRS の適用は論点となる。様々な法律の中でも「米国基準」という用語を参照していることが多い(CFA Institute)。
- ・ SEC は、各種契約において「米国基準」という用語を全て変えるには数年かかるという認識を持っているようである(GNAIE)。

また、米国における政府調達に関して、例えば、国防総省への請求にあたり、原価に利益を上乗せして計算する場合がある。この場合、IFRS を導入すると、原価計算の方法について整理が必要との指摘が SEC スタッフから聞かれた。

III.経済活動と会計のあり方

1. IFRS とゴーイングコンサーン経営

(1) 当期利益の位置づけ

FASB からは、当期利益(earnings)が定義され、その概念が統一されることの重要性についての指摘が聞かれた。作成者からは、業績指標としての当期利益の重要性に関する指摘が聞かれた一方、投資家からは、包括利益の重要性に関する指摘も聞かれた。

- ・ 世界で適用される基準では、各国の当期利益が同じ意味であるべき。その他包括利益(OCI)と当期利益の関係は第一の懸念である。もっとも大事な指標である当期利益の定義が IFRS にはない。資産負債アプローチとか原則主義の問題より、むしろ当期利益を一致させることが重要であると考え(FASB)。
- ・ 投資家のニーズを背景に米国基準では最近 OCI の表示に関して改正があり、1 計算書方式と 2 計算書方式の双方が認められたが、作成者側はそれほどの関心を示していない。投資家には当期利益が引き続き最も重要と考える(FEI)。
- ・ 包括利益は当期利益より意義があると考え。例えば、キャッシュ・フロー・ヘッジは包括利益で把握され、投資家は損失がすでに生じたことを把握することができる。包括利益に含められる為替換算調整勘定についても、現在何が起きているのかがわかるので、投資家は当期利益に現れるより早いタイミングで状況を把握できる。ただ、何を包括利益にもっていくかの基準がはっきりしないことは現在の IFRS の論点と考える(CFA Institute)。
- ・ すべての業界に適用できるような、ただ一つの業績指標(Performance Measure)を定義づけるのは難しい(CFA Institute)。

(2) リサイクリング

多くの関係者がリサイクリングの必要性を指摘する一方、投資家からはリサイクリングを不要とする指摘が聞かれた。また、投資家からは、リサイクリングのタイミングが明確でないとの指摘も聞かれた。

- ・ 最近の米国企業および投資家との議論においても、当期利益を非常に気にしていることがわかる。米国基準では OCI 項目をリサイクリングする。リサイクリングしない基準を容認することは困難を伴うだろう。投資家が求めている情報は、いつリサイクルされ、財務諸表上のどの項目に影響するのかということである(FASB)。
- ・ 米国基準では、OCI 項目は最終的に全て当期利益にリサイクリングされる。個人的な見解だが、FEI としてとりまとめて公表するとなれば、リサイクリングを現状通

り継続することを支持する(FEI)。

- ・ アナリストにとっては、包括利益が重要であるが、同じ項目は財務諸表に一度出てくれば良いため、リサイクリングは不要である。また、リサイクリングによって OCI からいつ当期利益に移動するのかが分からない点も問題である(CFA Institute)。

(3)資産・負債アプローチ

資産・負債アプローチに関しては、米国では、歴史的にバランスシートを重視する考え方があり、この考え方は、当期利益に全ての情報が反映されているとは限らず、OCIに含まれる情報も重要であるとの考え方から来ている、との指摘が FASB から聞かれた。

2.公正価値会計

(1)公正価値会計に関する主な差異

項 目	国際会計基準	米国基準
有形固定資産 (IAS16)	再評価モデル 又は 取得原価評価モデルの選択が可能	取得原価評価のみ
無形固定資産 (IAS38)	取得原価評価 (活発な市場がある場合、再評価モデルの選択が可能)	取得原価評価のみ
投資不動産 (IAS40)	公正価値モデル 又は 取得原価評価モデルの選択が可能	取得原価評価のみ
	取得原価評価とした場合、公正価値を開示	注記のための公正価値評価が必要
金融商品 (IAS39/IFRS9)	IAS39: 公正価値が容易に測定できない非上場株式は取得原価評価 IFRS9: 公正価値測定となる可能性	公正価値が容易に測定できない非上場株式は取得原価評価
	IAS39: 組込デリバティブは分離処理 IFRS9: 金融資産に分離処理がないため償却原価法としていた分離後のホスト部分と合わせて公正価値測定となる可能性	組込デリバティブは分離処理

項 目	国際会計基準	米国基準
	IFRS9: 債券は要件を満たす場合、償却原価法を適用	債券は原則として、公正価値評価(2010年5月公開草案) ¹⁵

(2) 経営判断への影響

①不動産の評価

FASB 及び作成者からは、事業用不動産の評価に関し再評価モデルを利用することには消極的である一方、投資用不動産の評価に関しては、時価会計が適当であるとの説明が聞かれた。他方、アナリストからは、事業用不動産であっても、経営者が、それを別の用途に使用するといった意思決定において、当該不動産の公正価値を念頭に置いていることを理由に、経営者の判断基礎を知るため、公正価値評価を求めるとの説明が聞かれた。

- ・ 事業用不動産に再評価モデルの選択肢を与えるという方法には、米国は消極的 (reluctant) だが、投資不動産の公正価値評価は必須とすべきであると考えている。この件については、現在コメントを受付中である (FASB)。
- ・ 投資不動産は、運用成果が時価で報告されていたり、取引件数も多く観察可能な価格もあるので公正価値を利用しても問題ない。一方、オフィスビルは取得原価の方がビジネスモデルに適合していると考えられ、公正価値は意味がなく、見積もりに不要なコストもかかる (GNAIE)。
- ・ 有形固定資産については、償却のパターンが経済的な使用を反映しているかが、適切な費用認識の観点から重要なポイントとなる。経営者はプラント等の事業用資産の価値がわかっているから、当該事業用資産を売却するよりも有利な他の用途に使ったり、遊休化したりするが、その意思決定根拠が外部のアナリストにはわからない。したがって、事業用不動産であっても理想的には公正価値で測定した情報がほしい (CFA Institute)。

なお、FASB からは、固定資産の減損に関して IFRS が戻し入れを求めている点に関して、SEC が減損の戻し入れによる利益操作を懸念している、との指摘が聞かれた。

②金融商品の評価

ギリシャ国債の評価を巡っては、ガイダンスの必要性に関する指摘が聞かれた。

¹⁵ 2011年1月のFASB理事会で、債券への償却原価法適用に関する暫定決定があり、当該暫定決定のまま最終基準化された場合、IFRSとの差異は縮小される見込み。

- ・ 金融商品については、公正価値で測定するか、取得原価プラス減損モデルとするか、いずれにしても、課題がある。可能な限り一貫していなければならないが、公正価値を使っても使わなくても適切な適用指針が必要である(FASB)。
- ・ ギリシャ関連債務危機は、単一基準の運用に関して良いテストであった。グローバルに受容された単一の会計基準の下では、関係者は国を超えて単一の会計基準の一貫性ある適用を期待することから、財務諸表の作成企業は国外の関係者からの期待についても意識が高まる可能性が高い。さらに、世界の証券市場監督当局は、IFRS の一貫しない適用を防止するような手段について協力を行うことが想定される(DTT)。
- ・ 欧州の債務危機については公正価値評価が問題とは考えない。金融商品の保有目的を満期保有に変えることで、金融商品の価値が下落した状態を隠すなど、市場の透明性が欠如していたため不確実性が生み出された(CFA Institute)。

IV 会計基準設定主体のあり方

1. 会計基準設定主体のガバナンス

米国では、財務会計財団(FAF: Financial Accounting Foundation)内に設置した財務会計基準審議会(FASB: Financial Accounting Standards Board)において、非政府事業体(nongovernmental entities)の財務報告の利用者や投資家を想定した会計基準の設定が行われている。

なお、会計基準設定主体の要件については、Sarbanes-Oxley 法にデュープロセスの保持要件、議決権要件等の定めがあり、現在、当該要件を満たす基準設定主体は FASB のみとなっている。

(1) 設定主体の構成

FASB の常勤メンバーは様々な職歴を持つ 7 名である。メンバーは FAF によって決定される。FAF では、利益相反を防ぐための雇用及び投資活動に関する内規を持っている。常勤メンバーの任期は 1 期 5 年で、2 期まで可能となっており、現在は 60 人以上のスタッフが彼らの活動を補助している。

(2) 基準設定主体のガバナンス

FAF は 16 名の評議会メンバーと 6 名の執行役で構成される。FAF は、①財務会計基準の確立及び改善、②会計基準の関係者への教育、③会計基準設定主体である FASB と政府会計基準審議会(GASB: Governmental Accounting Standards Board)の監督や資金調達、④会計基準設定主体及び諮問会議のメンバー選任及び⑤会計基準設定プロセスにおける独立性と誠実性を保護することに責務を負う。

(3) 当局による基準の承認

米国では、SEC 自身も会計原則を設定する権限を有しているが、基本的に会計基準は民間の会計基準設定主体である FASB で定められることになっている。したがって、新基準が作成される都度、SEC が承認するという形式にはなっていないが、SEC は個別の基準を規則等で停止することができる。

例えば、リーマンショック時に成立した金融安定化法(Emergency Economic Stabilization Act of 2008)では、SEC に時価会計の適用を中止する権限を付与している(132 条)が、これは、SEC が元々有している会計原則を設定する権限を確認したものであると解されている。

2. 会計基準設定主体の役割

(1) 会計基準設定主体のあり方

現在のFASBの役割は、財務会計基準を開発または改善し、非政府部門の企業による財務報告を促進し、投資家や他の財務報告の利用者に意思決定に資する情報を提供することとなっている。

なお、将来のFASBのあり方を含めた今後の米国における財務報告のあり方については、FAFが2011年11月にSECに対して提出したコメントの中で、以下のような提言を行っている。

全般

- 単一の国際会計基準を目指すことは大事。しかし、より近い将来の現実的な目標は、比較可能性の高い(しかし必ずしも同一である必要はない)共通の国際会計基準に基づく会計基準を先進国の資本市場で確立すること。

IFRSへのコミットメント

- 国際基準設定に対する米国の積極的な関与と協力は、以下のものを含みうる。
 - FASBメンバーが(他の主要国の基準設定主体とともに)議決権の無いオブザーバーとして国際会計基準審議会(IASB)の議論に参加する。
 - IASBのテクニカルアジェンダやプロジェクトの議論、見直し、インプットの提供のための定期協議をFASBとIASBの間で行う。
 - FASBがIASBと協力して、米国におけるデュープロセス、利害関係者とのアウトリーチ、及びIASBの全てのアジェンダや基準に対する適用後のレビューを行う。
- 個々の基準を米国基準に導入する上での判断基準
 - 投資家に焦点をあてた基準であるか。
 - 基準設定プロセスが独立しているか。
 - 厳格かつ、利害関係者参加型のデュープロセスであるか。
 - ベネフィットがコストを上回ること。
 - 明確で、適切なガイダンスが存在すること。

MoUプロジェクト完了後のFASBの基準設定主体としての役割

- IASBのテクニカルアジェンダで取り上げられるプロジェクトにFASBが取り組まないことがあろう。この場合、FASBの積極的な関与のもとで、IASBの基準設定に米国は依拠する。
- FASBIは、投資家や他の利害関係者とともに、米国基準とIFRSとの間に残る実質的な差異をレビューするプロセスに取り掛かる。仮に重要な差異が発見され、また、IFRSの方が米国基準より優れていると考えられるか、従前の米国基準に基づく財務報告の品質を維持しつつ国際的な比較可能性を高められると考えられるのであれば、IFRSを米国基準に取り込むためのデュープロセス(費用対効果分析を含む。)を行う。

その他

■ 基準設定権限

米国基準にIFRSを取り込むことへのコミットメントにもよるが、FASBは、独立した基準設定権限を維持しうる。これは、米国の資本市場にとって重要なプロジェクトがIASBのテクニカルアジェンダに載っていない場合や、国際的なガイダンスが適時に公表されない場合や、米国の投資家を保護する上で十分に詳細なガイダンスが提供されない場合等を含む。

■ 各国基準設定主体の役割の拡大

近年他の主要な資本市場の自国基準設定主体はIASBに対してより積極的に影響力を及ぼそうとしている。我々が提案するアプローチは、国際基準設定において全ての自国基準設定主体の役割を向上させるモデルを示すものではないが、そのようなモデルの確立も期待される。

■ 国際基準設定のための米国の資金提供

もし米国がIFRSを米国基準に導入することを決定した場合、米国はIASBの年次予算の適切な負担に対応するため、資金を集める適切な方法を確立すべき。

仮にIFRSを取り込んで行くとした場合の会計基準設定主体の役割については、以下のような指摘が聞かれた。

《FASB》

- ・ 我々は、(FAFによるコメントレターにおいて)SECにIFRSの取り込みに関する計画を提案し、その中で、将来の新基準についてFASBが承認(エンドース)する権限を有するというアプローチを説明している。この提案はSECのスタッフペーパーに対する他の利害関係者からの既に提出されたコメントを考慮しつつ、建設的な意見をSECに具申したものであることを強調したい(FASB)。
- ・ FAFのコメント・レターで大事なところは、我々が単独で行動するのではなく、他の主要な資本市場への参加者と協同し、相談しながら行動することを模索していることである。中でも、主要国は日本であり(primary country is Japan)、ASBJとは良い関係が構築されている。このような対話によって、世界全体で差異をなくしていきたい(FASB)。

《FAF》

- ・ FASBは、米国内でIASBの公表する基準を承認(エンドース)するために最もふさわしい立場であるため、IASBのアジェンダ設定から、最終基準化及び米国でのエンドースに至るまでの全てのプロセスに関与すべきと考えている。その際にはIASBだけでなく、他の基準設定主体とも対話を継続し、IASBについて意見発信をしていくことになる(FAF)。

(2)IASBの基準設定に対する意見発信

FASB と IASB は 2002 年以降、コンバージェンスに向けて共同で作業を実施している。すなわち、MoU 項目に関しては共通の結論を得るべく作業を行い、その他のテーマでも共同プロジェクトを発足し、当該基準設定プロセスにおいて、FASB としての意見を発信している¹⁶。

以 上

¹⁶ この他の IASB への意見発信方法として、北米保険企業グループ(GNAIE)から、日本の 4 大生保を含む世界中の生命保険会社はグループを形成し、あるべき会計基準に関する原則を打ち立てた上で、IASB に対して業界単位での意見発信を行っている、との紹介があった。